

精華町教育委員会議事録

令和5年（第1回）

- 1 開 会 令和5年1月24日(火) 午後2時30分
閉 会 令和5年1月24日(火) 午後4時50分
- 2 場 所 精華町役場 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長
糸山学校教育課担当課長(施設担当)
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第1回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和4年第12回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

- ・全員承認

(3) 教育長報告事項

本日は、新年初の教育委員会だが、旧年中は各教育委員には総合教育会議、教育委員会の月例の会議、臨時の会議、また学校訪問、各種の研修会など

様々にご活躍いただいたことを感謝申し上げます。本年もよろしく願います。

1 2月23日に小・中学校の2学期が終了となった。

1 2月24日には木津川を美しくする会の50周年事業がけいはんなプラザホテルで開催され、関係の方々が多数集まられてレセプションが行われたほか、例年の絵画や書道等の作品の表彰などが行われた。

1月9日には精華町二十歳のつどいが、京都府立けいはんなホールにて感染症対策を講じながら、参加者、内容を絞って開催された。詳細は後ほど生涯学習課長から報告させていただく。

1月10日には小・中学校の3学期が始まった。

1月16日には寿大学の閉講式を行い、本年度は講義が少なく、3回にとどまってしまったが、3年ぶりの閉講式が開催でき、無事終了となった。

【委員からのご意見】

松 下 委 員 二十歳のつどいだが、先日事務局から、今年もコロナの状況を鑑みて来賓なしで行うという連絡をもらったので、欠席させてもらったが、よく考えると、主催は精華町と精華町教育委員会ということになっているので、我々教育委員は主催者側になるのではないか。記憶を辿ると、近隣の市では教育委員は主催側に座っていたと思う。それぞれの判断だとは思いますが、少なくとも来賓ではないだろうと感じたので、また今後検討してもらえたらと思う。

川 村 教 育 長 確かに、私は代表で主催側におり、ご指摘のとおり厳密に言えば来賓ではないと思うので、少し整理を図りたい。

(4) 協議事項

令和5年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

【提案説明】

総括指導主事 それでは、令和5年度学校教育指導の重点の作成に当たり、令和4年度との比較で変更点を説明させていただく。

まず、「1 学校経営の基本事項」の(4)について、この項目では、GIGAスクール構想により整備された1人1台の情報端末を日常的に活用することにより、個別最適な学

びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、オンライン教育に関する記述で、令和4年度は「実施を視野に入れて」という記述だったが、実施は既の実現したので、そこからさらに前進し、令和5年度ではオンライン教育をいかに効果的に活用できるかということに重点を置いて進めていくということで「有効活用」と改めた。

続いて、(8)として令和5年度2学期から始まる中学校給食についての項目を追加した。令和4年度は給食委員会を中心に、中学校給食の実施に向けての具体的な事柄について協議や検討を進めてきた。令和5年度は、いよいよ給食実施となるため、各中学校での給食運営体制を確立し、充実させていく年となる。そのため、学校の経営の基本事項の一つに項目を設け、重点的に取り組む姿勢を示すこととした。

続いて、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(4)心の教育、道徳教育の推進」で、令和4年度は「道徳的実践力を育成する」としていたが、令和5年度は「児童生徒の道徳的な判断力を高めて、心情を豊かにし、実践意欲と態度を育てる」と変更した。これは、平成29年改訂の現行の学習指導要領、特別の教科道徳の目標に沿ったもので、本来ならば昨年度、令和4年度に変更すべきだったが、見落としていたため令和5年度で改定したい。

続いて、「(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の推進」で、令和4年度は「整備された情報通信環境や児童生徒1人1台の情報端末を積極的に活用し、オンライン授業などの遠隔授業、個別最適な学び、創造性をはぐくむ学びを推進する」としていたが、令和5年度は「オンライン授業などの遠隔授業、個別最適な学びと協働的な学び、創造性をはぐくむ学びを推進する」と変更した。個別最適な学びと協働的な学びは一体的に充実を図るべきものであり、「1 学校経営の基本方針」の(4)では既に述べているが、この項目においても、ICTの授業内での有効的な活用をイメージし、個別最適な学びと協働的な学びという表現に変更した。

続いて、同じ（１２）の令和５年度に「デジタル・シティズンシップ教育を推進する」という文言を加えている。今年度６月３０日にデジタル・シティズンシップについての研修会を実施し、ＩＣＴの善き使い手になる、人権尊重の立場でＩＣＴに関わっていくということを研修した。これまでの適切に情報社会に参画しようとする態度を育てるための具体的な方策として、デジタル・シティズンシップ教育を推進するという表現に変更した。

学校教育・指導の重点については以上である。

生涯学習課長 続いて、社会教育指導の重点を説明させていただく。

まず、「はじめに」の前文に、人がつながる地域づくりと住民の自発性・自主性を、ということで「人がつながる地域づくり」という文言を追加した。これについては、京都府教育委員会の社会教育の方向性や目標、具体的な対応を示した「社会教育を推進するために」という冊子があり、この中で、生涯学習社会の実現に向けた取組の柱として示されているキーワードが、この「人がつながる地域づくり」であることから引用したものである。

また、昨年はこちらに新型コロナウイルスの感染防止対策を強調している一文を入れていたが、引き続き感染状況を見極めながら事業展開を図っていくが、この強調部分は削除した。

続いて、「２ 関西文化学術研究都市を活かした教育の推進」の（２）で、昨年「学研都市」と略していたが令和５年度は（１）に合わせて「関西文化学術研究都市」と変更した。

続いて、「３ 家庭・地域社会の教育力の向上」で、追加の項目として「（２）学校部活動の地域連携」ということで、「少子化が進む中、子どもたちが継続してスポーツや文化に親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行に取り組み、スポーツや文化芸術団体との連携を図り、地域における持続可能で多様な環境整備の検討を進める」という文章を追加した。これについては、学校部活動と地域団体との連携を図り、段階的な体制整備を進めることとする。

続いて（４）で、昨年まで「体制の」としていたところを「サポート体制の」として、サポートという文言を追加した。

次に、「４ 命を守り、人権を大切にする共生社会づくり」の「（１）人権教育の推進」で、「一人ひとりの」という箇所を漢字に改め、学校教育指導の重点と表記を合わせた。

また、同じ文中に同和問題という文言が出てくるが、後ろに括弧書きで部落差別という文言を追加している。これについては、京都府の教育振興プランや、京都府の人権教育啓発推進計画の中でそのように表記されているので合わせたもの。国も法務省、法務局の資料などを見ると、この表記が使われている。

続いて、同じところで「習慣」に強調括弧がついていたが、これは外した。

次に「４ 命を守り、人権を大切にする共生社会づくり」の（３）中、「関係機関・団体」という表記だが、昨年までは「関係機関及び関係団体」となっていたが、「３ 家庭・地域社会の教育力の向上」の（４）に同じ「関係機関・団体」という表記があるので、これに合わせた。

最後に「（４）男女共同参画の推進」で、正しい理解と認識を「啓発する」とあったが、正しい理解と認識を「深める」という文言に改めている。

社会教育指導の重点については以上である。

総括指導主事 追加で、社会教育の指導の重点の「（１）人権教育の推進」の「同和問題（部落差別）をはじめとする」という文言だが、学校教育の指導の重点の「５ 命を守り人権を大切にする共生社会づくり」でも同和問題という言葉が出てくる。今回、京都府の「人権教育を推進するために」を見たところ、やはり同じように表記してあるので、こちらも合わせたいと考える。

川村教育長 同和対策事業が終了して同和問題という文言に関してどうかという疑義が発生している部分があることと、また、部落差別解消法のなかに、部落差別は現にあるという規定が

できて、部落差別ということと同和問題の後につけて明確に問題意識化しようという意図が働いているということ。この点、特にご意見ないだろうか。

松 下 委 員 文言の使い方については、少し後で質問したいと思っていたところで、全体にも関わってくるが、細かいところについては昨年よく議論して改定してもらったので問題ないと思う。指導の重点は、次年度の学校教育なり社会教育の指導なりの考え方をどうしていくかということで、教育委員会と各現場で共有していくものだと認識しているので、そう考えていくと、私の座右の銘で、「過去を顧み、現実を直視し、未来を展望する」という言葉があるが、その「未来」が近々であれば令和5年度になると思うし、「現実を直視」と「過去を顧み」というのは今年度のことかなと考えれば、今年の、今までの状況を学校教育なり社会教育の様子を振り返ってみて、ここは足らなかった、もしくは充実していた、でも、ここは改善していかなければならないということが見えてくるのではないかと感じた。

もう一つ、好きな言葉に「悠々として急げ」というものがあり、これは元京都府教育長の田原博明氏がよく述べられていた言葉で、今の社会変化の激しい中だからこそ急がなければならないが、只ばたばたと急ぐのではなくて、ゆっくり考えて、構想を練って急げという意味だということで、小説家の開高健氏もこれを座右の銘にされていたが、この2つの言葉を念頭において、私なりに学校訪問をさせていただいたし、昨年この場所でいろいろな方から話を聞いたり、そういう情報を基にして考えたときに、来年度の学校教育なり社会教育の重点とは何かということ、まず大きく捉えてみた。

学校教育の場合は3点あり、1つ目は、やはり学校教育におけるDX、デジタルトランスフォーメーションである。あまり詳しくはないが、やはりデジタル化が急激に進む中で、各学校はiPad等を使って授業を行っており、これは今年度の評価すべき取組でもあったので、次年度はこれをどう充

実らせていくかということで、他にもオンライン化の問題や、ICT、IoTなどいろいろあるが、このDXの問題については、やはり取り上げなければならないと感じた。

そうして考えると、ふと思い出されたのが、実は3中学校のうちの2校で、不登校の子が登校していて、別室で授業の様子を見ていたことと、また、ある小学校では、コロナで休んでいた子の家に、配信をされていた先生がいたことである。そうなってくると、今までの評価では駄目なんだろうなと思う。つまり、学校として、担任として、教科担当として、具体的な指導を各個人にオンラインでやっているわけだから、指導に対する評価は絶対必要だろうということ。その指導と評価の一体化の問題で、今までのような顔が見えない、どんな授業をされているかが具体には分からないという状況から一歩踏み出せたことで、新たな課題が出てきているのではないか。つまり、評価という問題が学校教育において、今後、今までの評価とは、少し違った評価というか、一歩進んだ評価というか、何かそういったものが必要になってくるのではないか。子どもの側に立ってみても、教えてもらったことに対して、やはり何か先生からの評価は必要であり、それを評価した先生は、評価に応じた次の指導が必要だろうということとは感じた。

そして2つ目は、学校訪問で見た、授業改善にはやはりまだまだ課題があるということ。ある小学校が研究指定を受けて3年間取組をし、その成果が出ていて、今の授業に合ったことをよく実施していた。

ところが、それ以外の学校は残念ながら遅れているのではと感じたので、授業改善がやはり次年度の喫緊の課題になってくるだろうと思う。

それから、3つ目は、職員の管理と指導の問題で、働き方改革もいろいろ出てきたし、昨年一番話題になったのは、先生を希望する人がいなくて、講師も見つからないということだった。これはすぐ解決できる問題ではなく、長い期間をか

けて次の世代の先生を生み出していくという課題でもあるのだが、つまり、今の子どもたちに、先生という仕事はすばらしい仕事だということを実感してもらい、それが何年も先の話になるが、先生を志してもらい、そういうことも含めて、現場の先生の育成という問題、これも喫緊の課題だろう。人が少ないからいびつな年齢構成にもなっていくし、次の学校の体制を考えたときに、管理職の問題も含めてだが、この育成という課題が、どういう年代に、どのような育成を図っていったら良いのか、これは、もちろん京都府教育委員会などはしっかり考えておられると思うが、精華町は精華町で、我が町の先生方を見て育成をしていく必要があり、そうすると、校内人事の問題も関係してくると思う。

ここ数年を見てみると、残念ながら少し人事が正常に機能しないような状況が出てきているような気がする。転勤すぐの先生が少し困難な学級を持ったり、講師の先生に短期間そういうクラスをお願いしたりということで、校内人事の適正化の必要性も、少し見えてきたと感じている。

それから、社会教育においては、これは去年も問題になったが、若い方の文化に対する意識、それがなかなか難しいということ。講座をしても、若い方が参加されないということを知っているから、文化庁がこの4月から京都に移転するし、そういう意味も含めて、文化の維持、継承、発展ということが必要なんだろうと思う。若い人への啓発や掘り起こし、そして保存といった問題が我が町にも必要になってくるだろうと考えた上で、この社会教育指導の重点を見させてもらった。

説明を聞き、変更点についてなぜ変わったかもよく分かったので、学校に下ろされるときにも、変更の理由を指導することも含めて伝えてもらえたらと思う。

その上で、私は専門ではないのでよく分からない部分もあるが、大きな2の「(4)心の教育、道徳教育の推進」で、今、説明のあったとおり、確かにこの文言については、学習指導要領の道徳のところの冒頭にあるものだが、そちらでは、

道徳的な判断力と心情と実践意欲と態度、この4つが並列に並んでいる。しかし、今回の改定案をそのまま読むと、児童生徒の道徳的な判断力を高めて、心情豊かにして、最後は実践意欲と態度を育てるという形になっており、並列ではないような気がする。学習指導要領をどのように解釈するのかということだと思うので、確認をしてもらえたらと感じた。

また、ICTの活用における、先ほど言ったような評価の問題は、現在の改定案には触れられていないが、来年度、何らかの形でクローズアップされていく予感がする。精華町だけの問題ではないが、ICTを活用すればするほど評価という問題がおそらく出てくるのではないか。

あわせて、今年はコロナに罹患した子どもは欠席扱いにはならず公欠扱いだが、それをオンラインで授業内容を送った場合、その子はその授業を受けているということになるわけだが、そのようなことをどう評価するのか。もっと言うならば、病気で休んだ子に対してICTを活用すれば出席しているのと同じようなことができる状況であれば、それをしていくのか、そういった課題も今後出てくるだろう。指導の重点に文章として記載する、しないは別にして、それは少し頭の中に入れておかないといけないと感じた。

最後に、説明はなかったが、「6 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 指導力量の継承」で、大量退職・大量採用については抹消ということで良いか。

次に、社会教育指導の重点だが、先ほども言った、若い方に文化を伝えていくこと、関心を持ってもらうことが課題だと去年挙がっていたので、それをどこで踏まえたら良いのかということだが、改定案に照らすと、「2 関西文化学術研究都市を活かした教育の推進」の「(2) 歴史・文化を学ぶ活動の推進」に当たるのだろうか。ここには年齢層のことは書いていないが、後の、文化講座の充実という項目では高齢者という言葉が入っている。全年齢層が含まれるということであれば、それはそれで良いとは思う。

そして、学校部活動の地域連携のことだが、次の学習指導要領では部活動に関する記述が削除されると予想されるわけだが、現行の学習指導要領では、たしか総則の留意事項などに記載があったはずで、新しい学習指導要領には何も記載がないけれども、町の社会教育指導の重点などでは項目として入れていくという整理をすることは問題ないかなとは思いますが、では、精華町として来年度ここに書かれているような、地域における持続可能で多様な環境整備の検討を進めるということであれば、検討委員会などをつくって詰めていくのかなと思ったので、もしそういう具体的な方向性があるのであれば聞かせて欲しいと思う。

また、人権教育推進の項目で説明があった、府の推進プランなどの表記に合わせるということについてだが、町の学校教育や社会教育の指導の重点は、府の学校教育や社会教育の指導の重点プラスアルファの部分があっても良いと思うが、ただそうなってくると、令和5年度の府の学校教育と社会教育の指導の重点の中に、「同和問題（部落差別）」という文言が入っているのかどうか、もうそろそろ府の改定案はできているのではないかと思うので、その辺の整合性も含めて考えてはどうかと感じた。確かに社会教育には記載しているが、学校教育には記載がないというのは少しどうかと思う。そこをどう整合させるのか。やはり、府の考え方と合わせて整理するのが良いと思うので、よろしくお願ひしたい。

そして、先ほど話した文化講座の充実に関わってだが、高齢者という文言しか書かれていないが、前段に「成人の文化講座の充実を図り」という文言があるので、全ての成人という意味にも取れるが、読み方によっては、高齢者が中心という取り方になる場合もあるのではと感じた。

若い人がどれだけ文化に対して興味関心を持つかということとはやはり課題だと思うし、次年度にそれが少しでも解消できれば良いなと思う。

総括指導主事 2の「(4)の心の教育、道徳教育の推進」の、児童生徒の

道徳的な判断力を高めて、心情を豊かにし、実践意欲と態度を育てるという箇所についてのご指摘だが、学習指導要領にも道徳性の諸様相には、特に序列や段階があるということではないと書かれており、道徳科の目標のところにも、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる、と3つが並列になっているのだが、道徳的実践意欲と態度は、道徳的判断力や道徳的心情によって価値があるとされた行動を取ろうとする傾向性を意味すると説明されていることもあり、道徳的判断力と道徳的心情が備わってこそ実践意欲と態度につながるという意味もあると考えている。

しかし、道徳的な判断力と心情はどちらが先かという点については、この順序づけで良いのか、もう一度考えてみたいと思うが、この道徳的な判断力と心情が備わってこそその実践意欲と態度であるとは言えるのではないかと考えている。

川村教育長 要は、並列で記載するべきか、その辺りの視点はどのようにお考えだろうか。

松下委員 最も重要なのは道徳的実践だと思う。昔よく言われたのは、道徳の授業では実践力をつけて、身につけた実践力をどれだけ実際の自分の生活、社会生活や学校生活の中で表していくかということが道徳的実践であるということ。だから、この道徳の時間というのは、道徳的実践力をつける時間であると思う。

井上委員 この箇所は、おっしゃるとおり並列であり、子どもたちを評価するときも、特にこの3つを評価していく。最終的に道徳的実践力をつけるための授業というのは、子どもたちに道徳的な価値を考えさせる授業を徹底すれば、それが結果的に道徳的実践力を身につけることに繋がっていくという考えのもと、教師自身もまずは道徳的な内容をしっかり理解していくということをやっている。

この3つの要素をうまく文章にするのは難しいと思う。

川村教育長 それでは、この部分は文部科学省や京都府教育委員会が、どのように理論構成しているかを事務局と研究し、次回、

もう一度説明させてもらう。

松 下 委 員 評価の件で、オンライン授業を受けた場合の評価について、文部科学省はどのような方針を示されているのだろうか。

川 村 教 育 長 その点についても確認のうえ、次回改めて説明させていただく。

次に、社会教育指導の重点の学校部活動の地域連携について、具体的にどのようにしていこうとしているかとの質問があったが、事務局から説明できるか。

総括指導主事 学校部活動だが、文化庁、スポーツ庁は、この3年間の間に地域移行を進めるという方針を、少し緩やかな方向性に切り替えて、できるところから進めていくという方針を示されたので、具体的には今年度中に意見交換会という形でスポーツ団体と文化芸術団体の関係者の方に集まっていただいて、手探りの状況から少しずつ話を進めていくという方向で、精華町の中で中学生の部活動の受皿になるところがあれば、国の方針のとおり、できるところから進めていこうと考えていることくらいしか、今はまだお示しをできない。部活動の大会の関係などもあるので、今後、近隣の市町の動向を見ながら、参考にして進めていくということで、正直なところ、具体的なところはまだこれからという段階である。

松 下 委 員 今回の時点で、町内に受皿となる可能性のある団体や、スポーツクラブはあるのだろうか。

生涯学習課長 精華町のスポーツ協会には、昨年から、こういう動きが既にあるので情報収集に努めてほしいと伝えており、2回ほど開催された京都府主催の事業説明会にも参加してもらい、情報収集という範囲ではあるが、取り組んでもらっている。

また、そういったスポーツクラブが町内に存在しているかどうかということも、スポーツ協会もこれから加盟する団体に向けて、対応できるかどうかを探っていくという状況になってくると思うので、今の段階では具体的な話ができるところまで行き着いてないと聞いている。

松 下 委 員 部活動の検討にあたってお願いしたいのが、中学校中心に

なるので、現場の声をよく聞いて欲しいということ。

中には部活動がしたいから教師になったという人もいるし、こんなハードな仕事とは思っていなかったという人ももちろんいて、本当に様々である。しかも公立中学校だから人事異動もあるので、その辺りのことを踏まえて、どういう形が一番良いのか、現場の声を反映して、将来的なイメージを描きながら進めていくようお願いしたい。

川村教育長 何とか今年度中に一度、中学校長を入れた準備会を開催できるように検討しており、どういう組織をつくっていくのが良いのかということ、そこで一から議論しようと考えている。現場の声は十分反映させる形で進めていきたい。

井上委員 今、SNS上では部活の顧問拒否が非常に話題になっていて、それに特化した組合が全国で既に3つもできている。これからもそういう流れは加速していくと思われるので、今、松下委員がおっしゃったように、一人一人の教師に同調圧力がないように、部活をしたい、あるいはしたくないという両方の教師がいることをよく踏まえてもらって、校長が、教師全員が部活の顧問をするのが当たり前といった考えにならないように、十分配慮していただきながら検討してもらえたらと思う。

松下委員 あわせて思うのは、土日については特殊勤務手当が出ているが、平日は全くのボランティアなので、そういった部分の制度を整備するということが、あまり話題に上がってきていないという印象を持っているのだが、実態を把握するのは難しい状況ではあるものの、一つの対策となりうるのではないかとも思う。

川村教育長 国が補助制度をどのように整備しようと考えているかは現時点でははっきり分からないが、教員の時間外4項目、そして教職員の調整額4%、これが妥当かという議論も既に始めようとしているので、どういう動きになっていくかは注目すべきと思っている。

新司委員 この学校教育と社会教育の指導の重点だが、十分に審議し

て、今の教育に合った文言で示していくわけだが、実際は、この重点が学校の経営方針に活かされることがまず一番重要であり、そして、その学校経営方針を、教師やそれぞれの先生たちがどのように理解し、自分の担任としての指導に展開できるかということが一番大切なところではないかなと思う。だから、先生の理解度を常に学校全部でしっかり確認していく、そして理解して指導が展開されたことをまた評価していく、そういうシステムがそれぞれの先生の自己評価につながり、学校評価にもつながっていくのではないかなと思う。どのようにして、この指導の重点を咀嚼して実践に活かす内容としていけるかということ。

川村 教育長 新司委員からの、現場の先生方、校長先生、そして一人一人の教員がこれをいかに指導に活かしていくかということが重要だというご意見、これはもちろんそのとおりで、そのために去年は解説版を作った経過がある、これをどのぐらい活用してもらったかという点は調査をしていないので分からないのだが、本日ご意見をいただいた点を修正の上、解説版も作って、すべての教員が全文を読むかどうかは分からないが、各自ポイントと思うところをしっかりと読み込んで指導に当たってもらうことを、校長先生を通じて徹底したいと思う。

また、学校訪問で分かったことだが、学校によっては校長先生がこの中から、特にその学校のポイントとなる部分を大きな文字で、少ない字数で職員に示すというような資料を作ったりもしているようなので、そういったことも、これをベースに取り組むよう学校には伝えていきたいと思う。

それでは、修正案を2月の教育委員会で提案させていただくこととし、宿題となった事項についての見解を整理したいと思う。最終的には3月の教育委員会で議案として提出させていただく。

教 育 部 長 【提案説明】

本町教育委員会の教育委員の報酬については、現在、年額17万円として条例に規定しているところだが、この報酬金額について、京都府内の他の団体の状況などと比較、検討した結果、金額の引上げを行う必要があると考えている。

理由の1つ目として、京都府内の町村で、本町と人口規模で類似する団体としては久御山町と大山崎町が挙げられるが、久御山町は普通交付税の不交付団体で、本町とは財政構造が異なっていることから今回は除外し、大山崎町と府内町村の平均の報酬金額との比較を行ったところ、いずれも年額で24万5,000円程度で、これは本町の報酬金額17万円の144%以上に相当する金額であったこと。

2つ目として、本町の教育委員の年間活動実績としては、ここ数年の間はコロナ禍において行事、イベント等での出席が減少している状況ではあるものの、おおむね年間40日程度の活動実績があったが、近隣の木津川市、また上記の類似団体の状況を調査確認したところ、こちらは年間30日から35日程度であり、報酬金額が少ない本町の教育委員のほうが活動実績が多いことが確認できたこと。

また、3つ目として、この活動実績から教育委員の年額報酬を日額に換算したものと、他の非常勤特別職の委員等で日額報酬となっているものを比較した結果、他の委員等の報酬の多くが条例で日額8,000円と規定されているのに対して、日額換算で4,250円となり、他の委員等よりも報酬金額が少ないと言える状況であること。

これらの理由により、本町教育委員の報酬金額については、現行の年額17万円から、類似団体や府内町村平均の金額程度に引き上げて、令和5年度から年額24万円程度に増額改定することが適当であると考えている。

なお、報酬金額の改定に当たっては、先日1月19日の町議会の民生教育常任委員会において本日と同様の内容で行政報告を行ったところ、より詳細な報告を求められたため、本

日、委員から伺ったご意見や、これから聴取することで予定をしている第三者の意見を基に整理を行い、2月16日に開催予定の民生教育常任委員会で再度報告を行う予定としている。

最終的には、令和5年度当初予算の提案に併せて、議会定例会3月会議において改正条例の議案を提出する考えである。

川村教育長 委員の皆さんに報酬に関する意見を求めてもなかなか発言しにくいところもあるかとは思いますが、少し客観視をしていただいて、ご意見あれば伺いたい。

議会では議員報酬について議員自ら議論されており、教育委員会もそうすべきという思いもあるようだ。業務に対する正当な報酬を得るのは当然のことであると思うので、その点に照らしてどうか、そのような観点でご発言いただければと思うが、いかがか。

井上委員 やはり少し言いにくいですが、改めて考えてみると、さっきも教育部長から説明があったが、出務の回数に対して今の報酬額はかなり低い水準ではないかと思う。ただ、教育委員の報酬を一般的な労働の対価と比較するのは難しい面もあると思っている。

反面、私は保護司も務めているが、保護司は特別職の国家公務員に当たり、対象者を受け持って、面接して、それが何年も続くため、非常に大変な仕事であり、また、保護司として参加する社会を明るくする運動などの活動もあるので、出務回数は少なくないのだが、報酬という面からいえば、完全な無報酬、ボランティアである。けれども、保護司の職務はあくまでもボランティアと割り切っているので、報酬の有無を気にすることはない。

一方で、教育委員としての活動については、いわゆる労働という概念には当たらないと思うが、報酬があるので、金額の多寡に関わらず、精華町のために少しでも力を尽くせばという思いで取り組んでいるが、他の自治体の報酬比較を見ると、複雑な思いになる。指導主事をしていたとき府の教育

委員と関わりがあり、その活動内容も見たが、今の京都府教育委員会の議事録を見ても、その当時も今も、我々とやっていることはそんなに変わらない。そのため、人口規模の違いだけで大きな金額の差がある状況について疑問には感じる。

川村教育長 例えば、教育委員会の会議に出席されている時間ははっきりしているが、ご自宅でそれぞれ資料を読み込んだり、発言内容を整理したりということに費やしている時間も相当あるのではないかと思う。委員によって個人差があると思うが、どのような感じだろうか。

新司委員 会議には初めて聞く言葉がたくさん出てくる。それを自分なりに咀嚼しないと発言もできないし、まず理解をするために時間を費やすことは多い。でも、教育委員なんか、たかが1か月に1回ぐらい、1時間ほどの会議に出席して、それで何でこんなに高い報酬が必要なんだという意見を持っている方もおられるということ、今回インターネットで調べて知った。

これまで、自分なりに教育委員として真面目に、一生懸命取り組んできたし、報酬の額がどうなるかに関わらず、今後でも取り組んでいきたいと思うが、とにかく、このように大きな差があることは知らなかったもので、少し驚いた。

高岡委員 私は教員などではなく、自分の子育てしかしたことがないので、分からないことがいっぱい、会議の資料をもらって、使用されている言葉や言い回し、なぜこれを議論するのかといった様々なことが分からず、ネットや辞書を開きながら勉強をしている。いろいろなことを調べ、聞き、アンテナを張らなければならず、委員になって2年が経とうとしているが、この間、本当に大変なんだなという感想を持っている。

自分自身の勉強という面も半分あるので、報酬がもらえるだけでもありがたいと思っているが、今回、比較資料をもらうまでは、各市町村の教育委員の報酬は一律だと思っていたので、こんなに差があることには率直に驚いた。

松 下 委 員 たまたま、委員になったばかりの頃に、何人かの教育委員をされている方と教育とは関係のない会合で一緒になったときに報酬の話が出たことがあった。基本的に、他の方が全員、年金と同じ額だけもらっていると言っていたので、なるほど、年間5万円だったら、精華町は多いのだなと思ったら、月額だと聞き、非常に驚いた。当然、市と町では違うだろうし、財政も違うから、ということで終わっていたのだが、改めて比較資料を見せてもらい、こんなに差があるのかと本当に驚いたというのが正直なところである。

逆に、相楽、綴喜地区では相楽東部や井手町、宇治田原町といった、本当に小さな町村で財政が厳しいところは少ない額で同じような仕事をされているのだと思う。

ちなみに、今回改めて自分がどのぐらい会議などの事前に準備をしているかを整理してみたのだが、今、教育長がおっしゃったように、確かに定例の教育委員会と総合教育会議だけでも15回以上になり、そこに学校訪問や研修なども加えると結構な日数になる。そして、これは委員全員同じなのだが、その日数だけではなくて、2時間の会議に出席するために、いろいろな形で個々の判断で調べ物をしており、それは2時間、3時間では済んでないような気がする。費やす時間は人によって様々だとは思いますが。

例えば、私の場合は、資料をもらったらず軽く1時間ほど目を通して、他のことをしながらしばらく頭で整理をして、やっと仕事にかかって、という流れに最低半日はかかる。そして、では文章に書いて整理しようかとなったら、さらに1、2時間かかる。断続的な時間ではあるが、結局1回の教育委員会ではほぼ1日ほどかかっている計算になる。

また、各委員はいわゆる充て職を持っておられて、私は3つの充て職を持っているが、その活動も、人権啓発推進委員会であれば、委員長として理事会、講演会、総会、それらを合わせたら年間12回ほどある。その12回に対して事前の打合せが同数あるので、実際にはその倍となる。

川村教育長 これは報酬はあるのか。

松下委員 全くない。交通費も支給されない。

井上委員 それは充て職なのか。

松下委員 教育委員から1名が会長や副会長として入ることになっており、いわゆる充て職である。全くの無報酬だが、拘束時間や交通費の問題など、役員には様々な負担があるから、それは補償しなければならないのではないかという意見は既に担当課にも伝えている。少し他市町の事情を調べてみたが、会長や副会長が出席する事前の役員会などには報酬が出ているようだ。

その他にもスポーツ文化賞の選考会など、事前の協議も含めて大まかに数えると、充て職関係の出席回数が合計で40回から50回ほどとなり、教育委員会の委員としての活動と合わせると80回以上になる。教育委員とはそのような仕事である。精華町のためにといい、務めさせてもらっているが、やはり何らかの対価は必要ではないかとは、以前から思うところではあった。

ただ、では今回の提案の額が高いのか、低いのかということが問題で、他市町の額との比較だけでは、そちらの委員が我々とは違う別の活動をされている可能性もあるので、判断基準としては十分ではないのではないかと思います。

井上委員 他市町で何か特別な活動をされているといった話はあまり聞かないが。

松下委員 確かに聞いたことはないのだが、他市町の委員に事細かくヒアリングをしたわけではないので、そういった点での整合性を考慮すべきだし、また、やはり財政的に厳しいからという理由もあるだろうことはよく分かる。

先ほど議員報酬は議会自ら協議をされたという話があり、そのため、教育委員会でも同様に自ら議論すべきだとして、より詳細な報告を求められたということだが、この詳細な報告とはどういうことを求められているのだろうか。

川村教育長 端的に申し上げると、この報酬額の妥当性をつかもうとす

れば、1つは、実際にそこに費やされる時間、ここに出席されているところ、あるいは学校に来ていただくところの時間は計測できるので、その累積時間を資料として用意しようと思うが、それに加えて、今ご意見を伺ったように、各委員が外から見えないところで事前に研究し、あるいは予習し、あるいは意見をまとめるということに要している時間、これには個人差があり、精密に時間計測をされているわけではないと思うが、おおむねこの程度の時間は要しているということは説明する必要があると思う。

では、その時間には一体どれぐらいの単価が適切かということがあるが、これが実は非常に難しく、方法としては、議会でも用いられた手法だが、学校の校長先生その他の職員の給料の時間単価、これらと比較してどうかという手法は、資料の一つになるのではないかと考えている。

そのような資料を組み合わせて、近隣の他自治体や全国の自治体の額との比較も行う、そういった多様な資料が望まれているのではないかとと思う。

事務局から何か補足説明等があるか。

学校教育課長 ご意見いただき感謝する。

他自治体の報酬額との比較で、その大きな差に驚いたというご意見を頂戴したので、少しその点についてご説明すると、この傾向は教育委員に限ってということではなくて、例えば議会の議員や、特別職の報酬なども同じなのだが、いわゆる自治体の単位というか、属しているクラスによってかなり額が変わってくるという状況がある。

議員を例に挙げると、国会議員は当然高い金額をもらっておられる。その次に、都道府県の議会議員、政令市、市町村というように順番に金額が下がっていく。これは教育委員の報酬についても同様で、やはり京都府、京都市といった、都道府県、政令市が高く、それに続いていわゆる市レベルのところが高く、やはり町村レベルになるとそれよりも金額は落ちてくるという状況がある。こういった傾向があることはご

認識いただければと思う。

先ほど、教育長からも説明があったが、今後、2月の民生教育常任委員会にも説明する中で、皆様の委員活動の状況を、時間で積み上げたものを資料で用意することと併せて、人口と産業構造で類似する自治体の区分を類似団体という言い方をするが、それが精華町の場合は町村のV-2という類型になる。

国勢調査の人口をもとに分類された、この町村V-2という類型の自治体は、精華町を含めて全国に95団体あり、確認したところ、その類似する規模の自治体の中でもかなり金額に差がある実態が分かった。精華町はかなり下の順位になり、精華町よりも少ない報酬額のところはほとんどないと言える状況である。そういったことも含めて詳細な資料を準備して、改めて民生教育常任委員会での報告と、3月会議への議案の提案と進めてまいりたいと考える。

松下委員 その類似自治体というのは、人口だけではなくて、例えば歳入や歳出の規模も含めての類型なのか。

学校教育課長 類似団体とは、第三次産業が何%以上といった産業構造と、人口数が類似する団体となる。人口でいうと町村では2万人以上という規模になるが、一番報酬が高い自治体で年額に換算すると90万円以上というところもあった。

川村教育長 現在の報酬額は学研都市ができて人口が急増し、産業構造が変わる前の精華町が属していたグループの報酬であった可能性があるということか。

学校教育課長 前回報酬を改定したのが平成19年4月であるため、その頃には学研開発はかなり進んでいる中ではあったが。

川村教育長 学研開発以前に属していたグループの水準が、学研開発後も維持されてきたとも考えられる。

学校教育課長 年額90万円以上というのは極端な例だが、ただ、近畿圏だけで比較すると、精華町が一番低い金額設定であることは確認している。また、更に補足させていただくと、精華町の活動が年間およそ40回ぐらいあり、他自治体は30から3

5回ということだが、これはコロナ禍での状況であり、この2、3年の間は行事等の中止や規模縮小をされて参加がなかったものが多いと思う。これは他の市町村も事情は同じなので、それらを抜いた比較であるということをお含みおきいただきたい。

(5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 教職員の働き方改革について

本町教育委員会では、令和2年6月に精華町立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針を策定し、段階的目標を設定する中で、教員の働き方改革に取り組んできた。

各学校別の昨年12月、2学期までの月別平均時間外勤務の時間では、小学校では学校ごとに大きな差はないが、中学校では若干学校ごとに差が生じている状況である。

月別の最高時間、そして過労死ラインとされている月80時間を超えて時間外勤務をしている職員の人数・割合だが、小学校では、最高時間については平均で100～120時間となった。10月と11月については、学校行事の復活などによって時間外勤務時間が140～150時間と大きく増加している。また、80時間超の人数、割合については、昨年度と比較して全ての月で減少しているなど、減少傾向は顕著となっている。今年度と前年度の平均で比較すると、最高時間の平均が94時間から112時間へ増加している一方で、80時間超えの人数が大きく減少している。これは、長時間勤務をしている職員と、時間外勤務が減少している職員の二極化が大きく進行していることを表していると分析している。

一方で、中学校においては、最高時間が200時間を超えているのが10月の1か月だけにとどまったほか、最高時間も年度当初の2か月、4月と5月を除けば減少しており、80時間超えの人数も、平均値比較で32時間から30時間、やや減少傾向ということで、一定の働き方改革は

進んでいるもののまだまだ高水準にあり、中学校の教職員の働き方改革には課題が多い結果となっている。

次に、小学校においては前年度と比較して、全ての月において平均の時間外勤務時間数が減少している一方で、中学校においては、前年度と比較して時間外勤務の時間が増加している月が3か月あり、年度初めや学期初めの時間外勤務が増加傾向にあるという状況である。

次に、各学校の時間外勤務がどの時間帯で生じているかを分析したところ、小学校においては、ほぼ全ての学校のほぼ全ての月で減少、または微小な増加でとどまっていることが分かった。一方、中学校においては、全体的には僅かながらも前年度よりは減少傾向にあるが、学校ごとにやはり格差があり、また、まだまだ長時間勤務の状況にある。中学校においては、部活動指導などの関係もあるかと思うが、平日深夜や土日祝日の勤務を最低限に抑えていくという努力も必要であると思われ、また、小学校においても、17時から22時の夕方の時間帯、夕方から深夜にかけての時間帯をどう縮減していくかが課題となっている。

また、働き方改革の大きな柱の2つ目は、年次有給休暇の取得の促進である。本町内の小・中学校の教職員の年次有給休暇の取得状況は平均で、令和元年度は9日、令和2年度は少し減って8.2日、令和3年度が11.5日である。山城教育局管内の他の市町と比較しても、およそどの団体でも年間10日前後が平均的な取得日数となっており、本町も同様の状況で、令和元年度と2年度は平均を下回ったが、令和3年度は平均を少し上回っているというような状況である。

残念ながら、現在の教職員の勤務環境においては、年次休暇はかなり努力をしないと取得できないという状況にあると認識しているが、可能な限り計画的な取得を進められるように取り組んでいきたいと考えている。

教職員の働き方改革については、今年度の5月9日から

時間外の留守番電話への切替え時間を30分繰り上げて18時30分に変更したが、近隣の市町との比較ではまだまだ切替え時間が遅い状況にある。新年度からは、さらに段階的に繰り上げることも検討しているが、現場の実態として、時間外の電話対応から解放されるから仕事ができる、といったような状況がまだまだ残っていると聞き及んでいるので、切替えは早く帰るための措置であるということ徹底したいと考えている。

また、働き方改革については、安全衛生委員会において定期的に議論しているほか、産業医も大きな関心を持っておられ、今後は随時の学校巡視の実施にも意欲的に取り組みたいとのことで、それらの機会などを捉えて、時間外勤務の多い教職員との面談の機会などを持つように努めたいとおっしゃっている。

引き続き、働き方改革について、学校における労務の管理の責任者である校長先生と、職場の安全衛生の監督者である教頭先生の努力を期待する旨、1月11日の校長会でも徹底をさせていただいた。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

12月の問題事象はなし。

不登校は13人。

(2) 中学校

12月の問題事象は2件。

不登校は50人。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校は今月ゼロ件だったので累計1件、中学校は累計8件である。指導の充実とともに、未然の防止に努めてまいりたい。

長期欠席について、中学校は10月から徐々に増加して

50名となっている。11月と比べて9日以上の欠席者は減っているが、前月も3日以上欠席のあった生徒が増えており、休みが継続している傾向がある。引き続き、家庭と連絡を取りながら取り組んでいきたいと考えている。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

12月の報告はなし。

総括指導主事 4 生徒指導報告（4月～12月）について

毎月の生徒指導報告の4月から12月までの月々の報告を積み上げた合計である。

問題事象については、12月現在で小学校は1件、中学校は8件となっている。

不登校については、令和4年度の分は期間が短いので20日以上、令和3年度までは30日以上欠席の人数となるが、小学校では令和4年度で14名である。昨年度の同時期が小学校は10名だったので、今年度については同時期で4名多いことになる。中学校は48名で、昨年度の同時期は42名だったので6名多い状況になっている。例年、この時期の数と3月までの数は大きく変わることがないため、この数で不登校の出現率を例年と比較してみると、小学校で0.66、中学校で4.71となり、特に中学校は令和3年度から状況がさらに厳しくなっていると言える。

全国や京都府における今年度の現時点での傾向はまだつかめていないが、中学校の不登校については対象生徒数が増加し、そして長期化していること、また、対応の個別化などを考えると、生徒の状況やその対応に当たる学校の体制などが非常に心配される場所である。

総括指導主事 5 いじめ調査集計について

11月に実施したいじめアンケートの集計で、第1回目

の追跡と第2回目の報告となる。

まず、1回目の追跡について、小学校では1回目の調査について認知件数が328件あり、追跡調査の結果、面談を実施した中で、まだ行為がある、嫌な思いをしているという「要指導」件数が3件、行為はやんでいるが不安が残っているという「要支援」件数が4件、「見守り」の状態がゼロ件、残る321件が「解消」となっており、解消率は98%である。

中学校は1回目の調査で認知件数が24件、追跡調査の結果、「要指導」件数が2件、「要支援」件数が3件、「見守り」の状態が1件、「解消」が18件で、解消率は75%である。

続いて、2回目の調査について、小学校では認知件数が287件、内訳としては、「要指導」が22件、「要支援」が31件、「見守り」が226件、「解消」が8件である。中学校は、認知件数が24件、内訳としては、「要指導」が5件、「要支援」が7件、「見守り」が10件、「解消」は2件である。2回目については、小・中学校とも見守り状態が3か月継続して解消となることから、解消率はまだ低い状態にある。

1回目の追跡調査で中学校の解消率が75%と低いことと、1年生の解消率が67%と低いことが気になるところである。中学校は認知件数自体が少ないので、1件当たりの解消率の増減が大きいということが考えられるが、これまではこんなに低いことはなかったもので、新しく1年生になって複数の学校から集まってきたときに、お互いをよく知って、うまく人間関係をつくれないうようなことがあり、なかなか解消に向かわない状況があるようだ。

まとめとしては、この1回目の調査、2回目の調査について大きな問題事象はないという報告となる。今後も丁寧な指導を継続し、解消につなげていきたいと考えている。

学校教育課担当課長
(学校給食担当)

1 令和5年度精華町学校給食にかかる給食費について

令和5年度4月からの小学校給食に係る1食当たりの給食想定額について、1月11日に精華町学校給食委員会評議委員会を開催し、承認を得たので報告する。

小学校給食費について、現在、保護者からは1食当たり230円を徴収し、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して30円を補助した上で、1食当たり260円で運用をしているところである。

令和5年度4月からの給食費を260円相当で想定していたが、最近の物価高騰を鑑み、1食当たり270円で運用することに見直すことで承認いただいた。

270円の運用に見直した理由については、今年度の4月以降の給食に係る食材調達の実績を現在の食材の値段で見直した場合、平均して1食当たり270円程度要していたことから、来年度の給食費会計を安定的に運用するため、270円が必要であると算定したためである。

また、令和5年度2学期から実施する中学校給食については1食当たり320円を想定しているという旨も報告させていただいたが、中学校給食費については、令和5年度4月以降に開催する学校給食委員会評議委員会で提案をし、決定したいと考えている。

ただし、小学校、中学校ともに実際に保護者から徴収する費用については、令和5年度予算成立後に給食費補助金の額を決定した後、徴収額を決定する予定である。

また、現在、事務処理要領にて要領に従い実施している給食費補助については、今後、精華町学校給食費補助金交付要綱などを整備して、補助額と運用内容を規定し、補助の対象は児童生徒のみとする予定である。

生涯学習課長

1 行事の実施予定等について

1点目は、精華町二十歳のつどいの実施報告について、1月9日、成人の日に、京都府立けいはんなホールメイン

ホールで実施した。出席者数は351人で、対象者が471人であったため、出席率が74%となっている。参考までに、昨年度は401人出席で、出席率84%だった。今年度もコロナの感染防止対策ということで、式典については時間短縮し、保護者、来賓等関係者の入場制限を行った。二十歳のつどいでは、第2部として中学校時代の恩師からのメッセージをいただき、当日会場に30人の方に駆けつけていただいた。なお、この二十歳のつどいの運営については、11人の二十歳の若者で実行委員会を構成して行っていただいた。

2点目は、精華町民文化賞・スポーツ賞について、2月20日に選考委員会を開催する予定としており、現在、推薦の手続を締め切って、事務局で推薦候補の書類の整理作業をしている。

なお、選考委員会については、松下委員と川村教育長に出席いただく予定となっている。

【委員からのご意見】

松下委員　まず、生徒指導の関係で、久々に対教師暴力があったようだが、差し支えない範囲で、どのような状況だったのかを、分かれば教えてほしい。

総括指導主事　ささいなことで気持ちの行き違いがあり、トラブルになりかけていたところに教師が仲裁に入ったのだが、一方が興奮していたため、その教師を蹴ってしまったという事象だった。

松下委員　事故はなかったのか。また、先生と子どもとの間は。

総括指導主事　事故はなく、けがなどもなかった。先生と子どもの間にもなかった。

松下委員　もう1件、働き方改革の件で、だんだん時間数が減ってきて大変良い状況ではあるが、二極化が進んでいるという報告を聞いて少し思ったのだが、時間数という形で表される結果に対して、各学校がどのような具体策をとっているのが気にかかる。

考えられるのは、例えば、ICTの活用で、会議の打合

せにそれを使って朝の打合せを簡略化するということも考えられるし、また、小学校における専科教育も働き方改革の一つと考えられる。何より、今回も学校訪問をして、やはり日頃の学校の安定にとっては生徒指導、それから保護者の方との話合いが大きな要素となるので、教師が早く帰り、学校と家庭の接触機会が減るということでは問題が長引くだろう。働き方改革の中でどのように生徒指導をしていくかということが今後課題になると予想されるので、具体的な方策を打っていかねばならないと思う。この働き方改革は、将来的には人材養成と育成にもつながってくるわけで、学校が働きやすい職場で、自分が将来の日本をつくる子どもを育てている、教育している、そういった意欲などを教師が持つことが一番の意義ではないかと思うので、その辺りのことも併せて、引き続きよろしくお願ひしたい。

教 育 部 長 働き方改革の具体的な方策、取組の内容だが、学校ごとに、先ほど申し上げた、時間外にかかってくる電話を留守番電話に切り替えることで電話対応から解放するという取組は、山城局管内で多くの市町で取り組んでいる内容である。

個別では学校ごとに、委員がおっしゃったICT化で、タブレットを使って会議の資料をペーパーレスにしたりというようなことを取り組んでいる学校があったり、学校ごとに様々な工夫をして取り組んではおられる。

また、管理職が声かけをするという部分については、職員団体から聞いている声では、仕事の総量が変わらないのに早く帰れと言われても、ということなので、仕事の総量をどう減らしていくかというところが働き方改革では重要なポイントだと考えてきた。そういった部分については、教育委員会として、現場の先生方がこれまで担ってきた業務を、例えば専門業者に委託をするということ、例えば、プール開始時の清掃だったり、他にも根強い要望としてあるのがトイレの清掃だったり、そのような部分について、

少しずつでも現場の先生方の負担を軽くするために専門業者に委託することを進めている。必要な予算の確保が課題ではあるが、できるだけそういった現場の先生方の日常的な負担を軽減していくということも並行して進めていかなければならないと考えている。

あと、人材育成とか養成に関するご発言があったが、あわせて、やはりこの間、教職に対する魅力だけでなく、現場の苛酷な労働環境などを知ること、先生を目指す学生が減っているという問題は、働き方改革と併せて、日本の教育力全体のマイナスになるという部分もあろうかと思うので、重たい課題という認識の下、何とか精いっぱい取り組みたいという思いでいる。

井上委員 給食費のことで聞きたいのだが、給食費の徴収について公会計化を国が進めているが、私は現職のときに未納者からの徴収に非常に苦労したのだが、精華町はどういう形になっているのか。

学校教育課担当課長 (学校給食担当) 現在は、5小学校それぞれで私会計を取っており、他の学校諸費とともに引き落とし、また、引き落としができなかった保護者に対してはお知らせを渡して、現金徴収や2度目の引き落としをするといった形で、各校で行っている。

井上委員 私や松下委員が務めていた自治体は、公会計化がされて非常に負担が軽減されたので、今後、そういった方法も含めて検討してもらえたらと思う。

松下委員 私も、教育委員会で徴収事務を担ってもらえたら学校は随分助かるだろうと思う。

学校教育課担当課長 (学校給食担当) 学校給食会計の公会計化については、システムの導入や、地元業者の育成という面にも配慮しつつ、食材調達と安定的な会計の運用を検討しながら、公会計化に必要な勉強も進めていかなければならないという認識ではある。

ただ、現時点で、一足飛びに公会計化を進める目途があるというわけではないので、まずはこういった準備が必要かということについて、情報収集をしていきたいと思って

いる。

川村教育長 未納などが多く発生しないように、何とか努力しながら、教職員の負担を少なくする形で進めていきたいと思う。

井上委員 本日の議題等ではないのだが、精華町のホームページに外国語指導助手のプロポーザルについて掲載されていたが、その内容について簡単に説明してもらえないだろうか。

学校教育課長 外国語指導助手、いわゆるALTについては、現在、小学校、中学校それぞれに、生の英語をリスニングできるようにという方針があり、そういった外国人の方を派遣して、授業や授業以外での触れ合いも含めてやっていただいている。精華町では、もともとはJET事業という、国から選定された方に1人来ていただく形を続けていたのだが、コロナ禍に入る前ぐらいのタイミングで任期の途中で帰国された方がいて、その後、JETについては事務局としては一旦やめて、民間業者に委託してALTを派遣してもらおうという形を継続している状況であり、今回、その業者選定のプロポーザルを実施している。

民間業者への委託は令和2年度から今年度まで3年間やってきており、単年度契約で実施してきた。民間の場合のメリットとして、JETの場合は町が人選に関わることはできないのだが、民間の場合は企業が抱えている方の中からできるだけ学校、子どもたちにフィットした方に来ていただくことができる。もしうまくいかなければ人を替えるということも含めて対応できるし、また、急遽休んだりといった、何かあったときの代わりの方の確保も容易なので、様々な面で安定的に業務を担っていただけるということもある。JETの場合はその方に何かあったときであるとか、その方の状況によってうまくフィットしなかった場合にはやはり問題も生じてくる可能性があるので、この3年間は民間から派遣をしてもらい、おおむね安定的、効果的に実施できていると評価できるので、令和5年度からは3年間継続の複数年契約という形でやっていきたいということで、

今回、公告をさせていただいている状況である。

井上委員 我々の経験から言うと、ALT等に来てもらうのはありがたいが、やはり文化や年代などでトラブルが生じがちという面があるので、今説明いただいたように、ALTの資質、能力などが安定的に保てる状況であれば、子どもたちにとっては非常に良い教育になると思う。

松下委員 3月の卒業式について、そろそろ学校が案内を出すと思うのだが、今年はどうのような形で実施するのだろうか。今の中学校3年生が小学校6年生だった時の卒業式の頃からコロナが始まったと記憶しているのだが、そのときから来賓も何もない状態で、寂しい卒業式が続いている。彼らは今度、義務教育を卒業するわけだが、本当に最後の機会なので、卒業式は別に大きな声で話すわけでもないし、マスクしてみんな座っているだけだから、何とか以前の形に戻せないのかと思う。もちろんコロナの状況は考慮しなければならないが、今の国の動きなどを考えると、給食も前を向かなくても短時間なら構わないという方針も出されているので、近隣の状況も見ながらにはなるが、少し前向きに、以前のような卒業式で卒業生を送ってやりたいという気持ちを持っている。情勢を見ながらそういった検討もしてもらえたらと思う。

川村教育長 卒業式については、先日の校長会で議論したのだが、今の感染状況からすると、世の中は、大分いろいろな対策は緩和されつつあって、マスクも要らないとか、5類になるといった話が出ているが、しかし、現在、実際に感染している職員や子どもの数からすると結構厳しい状態があって、この状態で去年よりも対策を緩めるということは少し考えにくいと思う。方向としては、去年と同じようなやり方をもう1年しなければならないだろうという議論になっている。

来賓に関しては既に招待するかの判断をしなければならない時期なので、式の在り方はもう少し、歌を歌えるよう

にするとといった工夫はできるかもしれないが、来賓に関しては難しいだろうということで進んでいる。

松下委員　もしそれで進むということであれば、学校の設置者である町の代表者が最上段に座って、我々教育委員はその次に、という意識を持つことが主権者教育の一つであると思う。その辺りのことを町長部局とも調整してもらったと思うのだが。

川村教育長　教育委員会、町長部局、PTAと告辞、祝辞が続くと式典の長さに影響するので、なかなか難しい部分もある。

松下委員　しかし、子どもたちが小学校も中学校もそんな特別な状態で卒業させるということが、何か忍び難い気持ちが私にはある。検討いただければと思う。

(6) 後援関係

12月から1月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係はなし、生涯学習課関係が5件で、すべて社会教育係の担当となっている。

(7) 2月の行事予定

主なものとして、2月4日、役場交流ホールで精華町文化財愛護会の公開講演会が開催される。

2月16日と17日の2日間で、京都府公立高校の前期選抜学力検査が実施される。

2月20日開催の町民文化賞・町民スポーツ賞の選考委員会については、川村教育長と松下委員に委員として出席いただく予定。

(8) 閉会

教育長が第1回教育委員会の閉会を宣言。